

# 69歳以下の国民健康保険の加入者の方へ 平成27年1月から、高額療養費が変わります

◆ 問い合わせ ◆ 町民課 電話 893-1117  
吾北総合支所住民福祉課 電話 867-2300  
本川総合支所住民福祉課 電話 869-2112

平成27年1月から、69歳以下の方の高額療養費の自己負担限度額が下表のように変更になります。限度額適用・標準負担額減額認定証の申請は随時受け付けています。

なお、69歳以下で、12月末までの限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの方のうち、平成27年1月からお使いいただける新たな適用区分のものを希望されている方には12月中に送付します。

※70歳以上の方の自己負担限度額に変更はありません。

## ■ 69歳以下の方の自己負担限度額（月額）

改正前・平成26年12月以前				
所得区分		自己負担限度額	所得区分欄	多数該当
上位所得者	世帯に属するすべての国保被保険者の基礎控除後の所得を合算した額が600万円を超える世帯	150,000円+ (総医療費-500,000円)×1%	A	83,400円
一般	上位所得者、低所得者以外の世帯	80,100円+ (総医療費-267,000円)×1%	B	44,400円
低所得者	世帯主及びその世帯に属するすべての国保被保険者が住民税非課税の世帯	35,400円	C	24,600円



改正後・平成27年1月以降				
所得区分		自己負担限度額	所得区分欄	多数該当
上位所得者	世帯に属するすべての国保被保険者の基礎控除後の所得を合算した額が901万円を超える世帯	252,600円+ (総医療費-842,000円)×1%	ア	140,100円
〔旧所得区分 A〕	世帯に属するすべての国保被保険者の基礎控除後の所得を合算した額が600万円超～901万円以下の世帯	167,400円+ (総医療費-558,000円)×1%	イ	93,000円
一般	世帯に属するすべての国保被保険者の基礎控除後の所得を合算した額が210万円超～600万円以下の世帯	80,100円+ (総医療費-267,000円)×1%	ウ	44,400円
〔旧所得区分 B〕	世帯に属するすべての国保被保険者の基礎控除後の所得を合算した額が210万円以下の世帯	57,600円	エ	
低所得者	世帯主及びその世帯に属するすべての国保被保険者が住民税非課税の世帯	35,400円	オ	24,600円
〔旧所得区分 C〕				

※多数該当とは、過去12か月以内に同じ世帯で3回以上高額療養費の支給を受けた場合の4回目以降が該当します。